

平成19年6月26日
東北農政局

第1回東北地域食料自給率向上協議会 の開催について

東北において、食料自給率向上に向けた取組を実効あるものとするため、平成17年6月27日、地方公共団体、農業団体、食品産業事業者、消費者団体、経済団体等の関係団体により「東北地域食料自給率向上協議会」が設立されました。

この度、構成団体が参集し標記会議を下記により開催いたしますので、お知らせします。

－ 記 －

- 日時：平成19年6月27日（水）13:30～15:30
- 会場：ショーケー本館ビル 3階B・C・D会議室
(仙台市青葉区五橋2-11-1)
- 議事
(1) 平成18年度の東北地域食料自給率向上協議会の取組検証
(2) 平成19年度の東北地域食料自給率向上協議会の取組
(3) 意見交換
- 東北地域食料自給率向上協議会の設立趣旨、構成団体等
・別添をご覧ください。

【本件についてのお問合せ先】

東北農政局企画調整室 担当：鈴木、澤田、山口

TEL：022-263-0564

FAX：022-217-2382

東北地域食料自給率向上協議会規約

1 趣旨

我が国の食料自給率については、新たな食料・農業・農村基本計画において、平成27年度に、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%に向上させることを目標とされたところである。この目標を確実に達成するため、全国段階の食料自給率向上協議会が設立され、食料自給率向上に向けた行動計画の策定、定期的な検証を行うこととしている。

こうした中、東北においても、米を除いた供給熱量ベースの食料自給率は30%程度にとどまり、生産面だけでなく、流通・加工、消費等の各段階において、自給率向上に向けた取組が求められている。

東北における取組を実効あるものとするための第一段階として、地方公共団体、農業団体、食品産業事業者、消費者団体、経済団体等の関係者が、自給率向上に向けた課題について共通認識を持つとともに、各々の役割に応じた主体的、かつ相互の連携ある取組の推進を図ることが必要である。このため「東北地域食料自給率向上協議会」を設立する。

2 協議会の構成等

- (1) 協議会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 東北農政局長が会長を務める。
- (3) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (4) 構成員は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

3 活動内容

- (1) 行動計画に基づく東北地域における取組の促進、フォローアップ
- (2) 食料自給率向上に向けた優れた取組の普及
- (3) シンポジウム等食料自給率向上を図るために必要な活動
- (4) その他、我が国の食料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

協議会の庶務は、農林水産省東北農政局において処理する。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

東北地域食料自給率向上協議会構成員名簿

平成19年6月27日現在

[地方公共団体関係]

青森県 農林水産部長
岩手県 農林水産部長
宮城県 農林水産部長
秋田県 農林水産部長
山形県 農林水産部長
福島県 農林水産部長

[農業者・農業団体関係]

青森県農業協同組合中央会 会長
岩手県農業協同組合中央会 会長
宮城県農業協同組合中央会 会長
秋田県農業協同組合中央会 会長
山形県農業協同組合中央会 会長
福島県農業協同組合中央会 会長
宮城県農業会議 会長
宮城県農業法人協会 会長
宮城県認定農業者組織連絡協議会 会長
(社)宮城県農業公社 理事長
宮城県土地改良事業団体連合会 会長
宮城県農協青年連盟 委員長
JA みやぎ女性組織協議会 会長

[食品関連団体]

宮城県食品工業協議会 会長
日本チェーンストア協会 東北支部 支部長
(社)日本フードサービス協会 東北ブロック協議会 会長
(社)日本給食サービス協会 北日本支部 支部長
(財)宮城県学校給食会 理事長
東北製粉協同組合 理事長
(社)宮城県栄養士会 会長

[消費者・消費者団体関係]

日本生活協同組合連合会 北海道・東北地連事務局 事務局長
宮城県生活協同組合連合会 会長
主婦連合会 仙台支部会長
宮城県消費者協会 会長
仙台市消費者協会 会長
宮城県地域婦人団体連絡協議会 会長

[経済団体関係]

(社)東北経済連合会 会長
仙台商工会議所 会頭

[政府]

東北農政局長

【順不同】